第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画　骨子（案）

第2次基本計画（現行）

④ 長崎市犯罪被害者等支援条例を施行（令和3年4月）

犯罪被害者等に係る被害からの回復及び被害の軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図る。

② 上記調査において、「ある」と回答した人の人権課題として、「性的少数者」と回答した割合が増えており、人権課題としての認識が高まっている。

…5年間で2倍以上（H28：1.5%⇒R2：4.0%）

③　長崎市パートナーシップ宣誓制度を創設（令和元年9月）

性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、誰しもが自分らしく生きられる社会を目指す。

➀ 市民意識調査において「人権に関していやな思いをしたり、不当な扱いを受けたまたは見たことがある」割合は横ばいであり、一定の割合の市民が、人権侵害を経験、認識している状況が続いている。

⑤　「長崎県人権教育・啓発基本計画」における位置づけの見直し

「性的少数者」

平成29年3月改訂から「重要課題」としている。

② 「性的少数者」及び「犯罪被害者等」の人権について、個別の主要課題として位置づけて、人権教育・啓発に取り組む必要がある。

➀ 人権が尊重されるまちを目指し、人権教育・啓発に継続して取り組むことが必要。

課題

現状

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基本理念（めざす姿）一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現 | 基本目標 | 主要課題 | 施策の方向 |
| １　あらゆる場における人権教育・啓発 | （1）学校教育における取組 | ➀子どもの発達段階に応じた人権感覚と態度の育成　②家庭、学校、地域及び関係団体と連携した取組の実施　③体験活動や交流活動を通した教育の推進  ④教職員の資質向上の促進　⑤教育相談事業の充実 |
| （2）社会教育における取組 | ➀地域や家庭における人権教育の推進　②社会教育施設における人権教育の推進　　　③人権問題への理解や人権感覚を高める啓発資料等の充実　④人権に関する関係団体との連携・協働 |
| （3）人権啓発における取組 | ➀市民への効果的な啓発の実施　②関係団体との連携　③職場の人権意識を高める取組の充実　④人権に配慮した職場環境の整備促進 |
| ２　個別の分野における人権教育・啓発 | （1）女性に関する取組 | ➀男女共同参画の意識を高める教育・啓発の推進  ②男女が共同参画できる社会の実現　③男女間における暴力（ＤＶ、セクハラ等）への対策の推進 |
| （2）子どもに関する取組 | ➀子どもの成長を育む環境の充実と教育の推進  ②心身ともに健やかな子どもの育成  ③様々な問題への相談体制の充実 |
| （3）高齢者に関する取組 | ➀高齢者が安心して自立した生活を送れる環境の整備　②高齢者への理解を深める教育・啓発の推進  ③高齢者の権利擁護の推進 |
| （4）障害者に関する取組 | ➀障害者への理解を深める教育・啓発の推進  ②障害者が安心して自立した生活を送れる環境の整備　③障害者の権利擁護の推進 |
| （5）同和問題に関する取組 | ➀同和問題への理解を深める教育・啓発の推進  ②差別意識の解消に向けた関係機関や団体との連携 |
| （6）外国人に関する取組 | ➀外国人とともに暮らす環境づくり  ②外国人への理解を深める教育・啓発・国際交流の充実 |
| （7）感染症患者等に関する取組 | ①感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進　②相談体制の充実と関係機関との連携 |
| （8）その他の分野に関する取組 | ①様々な問題への理解を深める教育・啓発の推進  ②被害が発生した場合の相談や支援体制の周知 |
| ３　平和な社会をつくる人権教育・啓発 |  | ①被爆の実相の継承と平和学習の充実  ②核兵器廃絶に向けた世論の喚起と平和な世界の創造 |
| ４　特に人権に関りの深い職業従事者に対する人権教育・啓発 |  | ①研修や啓発資料による教育・啓発の充実 |
| ５　人権侵害から市民を守る体制づくり | （1）相談体制の充実 | ➀相談窓口や救済機関、自立支援機関の周知  ②相談、救済体制の充実  ③関係機関の連携による機能強化 |
| （2）未然に防ぐしくみづくり | ①人権侵害を未然に防ぐ取組の推進 |
| ６　人権施策を力強く進める環境づくり |  | ➀指導者となる人材の育成　②効果的内容と手法の検討　③関係機関や団体相互の連携  ④マスメディア、ＩＴ関連技術を活用した情報提供 |

資料④

第３次基本計画（案）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基本理念（めざす姿）一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現 | 基本目標 | 主要課題 | 施策の方向 |
| １　あらゆる場における人権教育・啓発 | (1)学校教育における取組 | 幹事会（ワーキンググループ）、審議会において検討 |
| (2)社会教育における取組 |
| (3)人権啓発における取組 |
| ２　個別の分野における人権教育・啓発 | (1)女性に関する取組 |
| (2)子どもに関する取組 |
| (3)高齢者に関する取組 |
| (4)障害者に関する取組 |
| (5)同和問題に関する取組 |
| (6)外国人に関する取組 |
| (7)感染症患者等に関する取組 |
| (8)性的少数者に関する取組 |
| (9)犯罪被害者等に関する取組 |
| (10)その他の分野に関する取組 |
| ３　平和な社会をつくる人権教育・啓発 |  |
| ４　特に人権に関りの深い職業従事者に対する人権教育・啓発 |  |
| ５　人権侵害から市民を守る体制づくり | (1)相談体制の充実 |
| (2)未然に防ぐしくみづくり |
| ６　人権施策を力強く進める環境づくり |  |